

社会福祉法人徳島市社会福祉協議会  
虐待の防止及び身体拘束等の適正化委員会設置要綱

(委員会の目的)

第1条 社会福祉法人徳島市社会福祉協議会（以下「本会」という）虐待の防止及び身体拘束等の適正化委員会（以下「委員会」という）は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止並びに人権の擁護に努めることを目的とする。

(委員・委員長)

第2条 委員は本会が設置する事故の発生予防・再発防止委員会の構成員とする。

2 委員には構成員の他に委員長が必要であると認める者を臨時委員として加えることができる。

(委員会の開催)

第3条 委員会は年1回以上開催し内容を記録する。

2 本会において虐待事案が発生した場合には随時、委員長が招集し開催する。

3 委員会が開催される時、身体拘束等の適正化のための対策についても検討し内容を記録する。

(委員会の業務)

第4条 委員会は、次の業務を行う。

(1) 職員セルフチェックリスト（全社協「障害者虐待防止の手引き」）を職員に実施し、その結果に基づいた調査を必要あるごとに実施する。

(2) 前号の実施した調査の結果、虐待や虐待のおそれがあるときは、虐待防止責任者に報告する。

(3) 前号や虐待が発生した事案について状況、背景等を記録し、蓄積されたデータを基に分析を行う。

(4) 前号の結果について理事会で報告を行う。

(5) 虐待防止に係る研修を年1回以上行う。また、職員採用時に実施する。

(6) 苦情や事故等の問題が虐待につながる恐れがある場合には、委員会においても問題解決や対応方法について検討する。

(委員会・委員の責務)

第5条 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や虐待防止に関する知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。

2 委員は、日頃より社会福祉法に関する法律や障害者の権利条約等の知識の習得に努める。

3 委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは虐待防止責任者に報告を行う。

4 委員会は、虐待のおそれのある事案が発生した場合は、障害者虐待防止センターと連携をとり、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図る。

(附則)

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

社会福祉法人徳島市社会福祉協議会虐待の防止指針  
(本会における虐待の防止に関する基本的考え方)

第1 本会では、障害者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、障害者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、障害者虐待の防止とともに障害者虐待の早期発見・早期対応に努め、障害者虐待に該当する行為のいずれも行いません。

(虐待の防止及び身体拘束等の適正化委員会その他法人内の組織に関する事項について)

第2 当法人では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待の防止及び身体拘束等の適正化委員会」を組成します。なお、本委員会の委員長は事務局長、委員は虐待防止担当者、総務係長、デイサービスセンター所長、主任ケアマネージャー、サービス提供責任者で構成します。

2 相談支援を行う事業や、取り扱う事項が複数の事業に渡る場合には、他の会議と一体的に行う場合があり、加えて徳島市障害者虐待防止センターと連携して虐待の防止及び身体拘束等の適正化委員会を開催する場合があります。

3 虐待の防止及び身体拘束等の適正化委員会は、必要な都度委員長が招集します。

(虐待の防止のための職員研修に関する基本方針)

第3 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。

2 具体的には、次のようなプログラムを実施します。

- (1) 障害者虐待防止法の基本的考え方
- (2) 障害者権利条約
- (3) 成年後見制度
- (4) 虐待の種類と発生リスク
- (5) 早期発見・事実確認と報告
- (6) 発生した場合の改善策
- (7) 身体拘束等の適正化に関すること

3 実施は、年1回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。

4 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

(虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項)

第4 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、虐待防止責任者に報告します。虐待者が虐待防止責任者であった場合は、事務局長に相談します。

2 虐待防止責任者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が虐待防止責任者の場合は、事務局長が代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。

3 事実確認の結果、虐待に関する相談・報告が虚偽であった場合、又は虐待ではなく過失によるものであったと確認された場合以外は、徳島市障害者虐待防止センターに報告を行います。また当人に対応の改善を求め、理事会に諮り必要な措置を講じます。

4 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待の防止及び身体拘束等の適正化委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

5 虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて徳島市障害者虐待防止センターに報告します。

6 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項)

第5 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当法人ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

(その他虐待防止の適正化推進のために必要な事項)

第6 第3に定める研修会のほか、虐待防止に関する外部研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

(附則)

この指針は令和4年4月1日より施行する。